

様式C－19

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月24日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730047

研究課題名（和文） 社会保障と市場の協調・協働関係—福祉国家と社会法の新たなモデル

研究課題名（英文） Cooperative relationship between the social security and the market
- New model of the Welfare state and the social law

研究代表者

笠木映里（KASAGI ERI）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：30361455

研究成果の概要（和文）：

社会保障制度と、市場において活動する私的な事業者の関係、ないし、それぞれの領域を規律する法制度相互の関係は、社会保障のあり方が市場のあり方に影響を及ぼし、そのような影響を受けて発展する市場のあり方を前提として、社会保障制度が構築され、発展する、という形で、長い時間の経過の中で相互作用を及ぼしあいながら展開し、構築される、きわめて動的なものとなっている。主としてフランスの民間医療保険の発展の歴史的経緯と、この保険に関する現在の法規制の動向から、このような関係を具体的に読み取ることが可能である。

研究成果の概要（英文）：

The relationship between the Social Security and the private market, and the legal systems which control those two fields, is a very dynamic and interactive one. The Social Security system affects strongly, in the historical context, the way in which the certain private market develops and the opposite is also true.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900000	270000	1170000
2011年度	1200000	360000	1560000
年度			
年度			
年度			
総計	2100000	630000	2730000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：福祉国家・市場・社会保障・社会法

1. 研究開始当初の背景

少子高齢化と社会保障財政の逼迫、さらに、社会保障制度のあり方に関する考え方の変化を背景として、社会保障給付の範囲・縮小の水準が議論され、結果として、社会保障制

度とマーケットの関係に変化が生じつつある、あるいは、両者の関係を変化させることを主張する議論が登場する、という状況が認められた。

2. 研究の目的

フランス・ドイツを中心とした外国法を比較対象としつつ、社会保障制度と、私企業を中心とする市場のアカターとの関係を検討し、日本法への示唆を得ることを目指す。

3. 研究の方法

外国の法制度およびこれに関する学説の動向、ないし当該法制度の歴史的な背景を研究する。

4. 研究成果

(1) 研究成果として発表したものは、フランス法の研究成果および日本法の研究成果に偏っている。フランス法については、フランスの医療制度の分野において、社会保障制度を補完する形で機能する私保険の研究を行った。この研究においては、フランスの医療分野における社会保障と私保険の発展の歴史と辿り、また近年の両者の関係を分析することによって、社会保障と私保険が有する機能が、相互に影響を及ぼしあいながら時代を追って変遷してきたことを示した。特に、日本では社会保障と異質なものとして対置されることの多い私保険が、社会保障の一部として機能しつつあること、そして、こうした状況はフランスの社会保障制度の誕生・発展の歴史に強く依存していることを明らかにすることによって、その国の歴史的文脈によって両者の関係や私保険の役割が大きく異なり得ることを示すことができた。

(2) より具体的に、フランスの民間医療保険について得られた示唆は以下のようなものである。

フランスでは、公的医療保険に加えて国民が任意で加入する私保険（補足的医療保険と呼ばれる）が、国民の9割以上に普及している。このことの背景として、①1946年に社会保障制度が創設された時点において、その前身としての役割を担った民間の保険者である「共済組合」が、フランス社会に広く浸透していたこと、②これを受けて、社会保障制度創設時、既に、この公的な保険を補完する民間保険の存在が公認されたこと、という歴史的な事情がきわめて重要である。これを受けて、フランスにおいては、社会保障制度創設後も、民間保険の重要性が依然として残ることになった。また、ひるがえって、このような民間保険の存在を前提として社会保障制度が構築されることになり、同制度は、例えば日本と比較しても、かなり大きな家計の自己負担を残すような構造のものとして展開することになった。

とになった。

こうした歴史的背景を前提として、1990年代以降の社会保障制度の財政状況の悪化を受けて、社会保障給付の後退と、補足的医療保険の役割の重要性の拡大という状況が見られる。これを受け、補足的医療保険をめぐっては、通常の私保険に想定されるのとは異なる法制度の構築が見られる。

こうした法制度の中で最も重要なのは、1999年に制定されたいわゆるCMU法によって創設された補足的CMUである。この制度は、低所得者に対して無拠出で補足的医療保険への加入を認めるものであり、その財源には、民間保険の保険者の収益に課される税を用いることとされた（制度創設時は一般税財源も予定されたが現在はその割合はゼロとなっている）。また、同制度の対象者は、最低生活保障（日本でいえば生活保護による医療扶助）の対象者よりも広い範囲の者とされた。つまり、この制度は単なる最低生活保障としてではなく、社会保障制度と組み合わせてあらゆる国民に補足的医療保険が普及することを目指すものとして構築されていると考えられるのである。

また、同様の傾向を示すと思われる法改正としては、被用者について、職場単位での団体保険への加入が普及するように誘導する各種の集団的労働法関係の法改正が存在する。比較的大規模の企業に勤務する労働者にとっては、このような職場を通じた補足的医療保険への加入が、特に近年著しく重要性を増している。各種の立法は、団体交渉のテーマとして補足的医療保険を取り上げられることを促すようなものとなっている。また、こうした団体契約の重要性をふまえて、近年では、失業中の労働者について、いかに補足的医療保険への加入を維持するかという問題について、議論が活発化している。

これらの法改正を受けて、フランスでは、公的医療保険と私保険とを組み合わせた、いわゆる「デュアル・システム」を通じた医療保障が試みられていると見ることができる。そして、このような医療保障を実現するためには補足的医療保険に対して課されている様々な法規制は、社会保障制度が比較的大きな自己負担を伴ったものであることから生じる、医療へのアクセスの不平等を、補足的医療保険を通じて、解消・修正することを目指すものと評価することができる（私保険の平等担保的機能への注目）。

以上の状況から読み取ることは以下の通りである。まず、フランスにおいて、社会保障と私保険の関係は、その歴史的経緯を背景

としてきわめて連続的なものとなっており、この点は、日本の状況とは大きく異なっている。また、私保険の機能として、社会保障制度と対置される形で通常考えられるのは、個人の選択を可能にする、選択・自由担保的な機能であるが、社会保障制度のあり方と医療保障に対する考え方次第では、私保険の役割はそのようなものに限られない。社会保障制度の後退から生じる不平等が許容しえないものと評価され、同制度の補完のために私保険の機能に注目が寄せられる場合には、私保険の役割はむしろ、社会保障に準じるものとして国民の医療保障を補完するものとなりうるのであり、その場合の私保険に対する法規制のあり方は、通常想定される保険法の領域の法規制とは異質なものとなる。

(3) この研究テーマについて、雑誌論文 2 件（雑誌論文-①、②）、単行本（予定、図書-②）、雑誌論文・単行本は、フランスの補足的医療保険について、歴史的経緯まで遡って網羅的な検討を行うものである。また、後掲の学会報告は、上記のような特殊な性格の私保険が、欧州レベルでの保険市場の統合によりどのような影響を受けているかについて検討・分析するものである。EU法と文脈を共有しないため日本法への示唆は限定的であるが、フランスの医療保険制度について理解するためには、もはやEU法の影響に関する理解が欠かせない状況である。また、日本法との関係でも、社会保障を補完するものとして私保険を用いる場合に、国境を越えた取引の拡大が社会保障のあり方に影響を及ぼす可能性を示唆しており、直接・具体的なものではないとはいえ、一定の比較法的示唆をもたらすものといえる。

その他、本研究計画に関連して、雇用政策、医療保険（混合診療）・年金保険（企業年金）等に関わる成果を複数発表した。これらの成果も含め、全体として、社会保障と市場の関係は、一方が他方を制限する、一方が他方に介入する、といったシンプルなものとしては説明できず、社会保障のあり方が市場の機能に影響を及ぼし、そのような市場を前提として社会保障が発展するという形で、時間の経過の中で相互作用を有しながら変容する、きわめて動的なものであることが明らかになった。例えば日本において民間医療保険のあり方を検討する場合には、このような社会保障制度との関係での相互作用を配慮した議論をすることが必要不可欠である（図書②参照）。

なお、本研究では成果として発表するには至らなかったが、関連する論点として、ドイツにおける医療保険制度の動向がある。ドイ

ツでは、フランスとは異なり、公的医療保険について皆保険制度をとっておらず、一部の国民については完全に私保険だけに加入することを認めている。これを受け、フランスとは異なる形で、私保険に公的医療保険に準じた役割を期待し、そのようなことを可能にするための様々な特殊な法規制を行っている。本研究では本格的な検討に至らなかつたが、今後、仏独の法規制を比較することで、本研究の成果をより大きな視点から位置づけることも可能になると思われる。今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

- ① 笠木映里、「フランスの補足的医療保険（一）」、九州大学法政研究、査読有、77 卷 4 号、2011、663-718 頁
- ② 笠木映里、「フランスの雇用政策」、季刊労働法、査読無、232 号、2011 年、43-53 頁
- ③ 笠木映里、「フランスの補足的医療保険（二）」、九州大学法政研究、査読有、78 卷 1 号、2011、1-47 頁
- ④ 笠木映里、「混合診療とは何か」、法学セミナー、査読無、57 卷 4 号、2012 年、44-48 頁

〔学会発表〕（計 1 件）

第 61 回社会保障法学会大会ミニシンポジウム報告（2012 年 5 月 19 日）「フランス国内法への EU 法の影響」

〔図書〕（計 3 件）（刊行予定含む）

- ① 笠木映里、「労働者の引退過程と法的支援」、『解雇と退職の法務』、357-376 頁、商事法務、2012 年
- ② 笠木映里、『社会保険と私保険』、有斐閣、2012 年夏刊行予定
- ③ 笠木映里、「社会保険方式と税方式」、『新講座 社会保障法 第 1 卷』、法律文化社、2012 年夏刊行予定

〔産業財産権〕

○出願状況（計 - 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 - 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等
該当なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

笠木映里 (ERI KASAGI)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：30361455

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：